

平成20年度 養鶏問題懇談会報告書の具体化に向けた 行動計画の取組結果と課題等について

平成 2 1 年 6 月

農林水産省

項 目	20年度の実施内容	20年度に明らかとなった課題	今後の対応方向
○ 養鶏問題懇談会報告書の周知・徹底	○ 平成20年7月に養鶏問題懇談会を開催し、20年度の実行計画を策定		○ 20年度の実施の達成状況を検証し、21年度の実行計画を策定
1. 養鶏経営の動向・経営の安定 ○ 養鶏経営の安定	○ 鶏卵及び鶏肉需給連絡協議会の開催(9/26、3/27) ○ 鶏卵生産指針の作成・普及(3/31発出) ○ 飼料価格の高騰に対応するため、卵価安定基金制度における補てん基準価格の期中改定と、期中無事戻しを実施 【より競争力の高い生産構造の確立】 ○ 食鳥処理場におけるHACCP方式による衛生管理手法の導入を推進 ○ 鶏卵流通等に関する実態調査を実施 【制度資金の融通】 ○ 農業経営基盤強化資金、農業近代化資金のほか家畜飼料特別支援資金の融通による担い手等への経営支援を実施	○ 生産コストが上昇する中、再生産が可能な価格水準を維持していくためには、需要動向に関する適切な情報を把握し、これに基づく需要に見合った生産の推進が必要 ○ 需要に見合った生産に向け、国だけでなく、生産者団体もより一層主導的な役割を果たすことが必要 ○ 生産者の自主的な生産調整の指針となる鶏卵生産指針のより一層の情報の充実 ○ 生産・流通の実態を踏まえた競争力強化の取組が必要	○ 引き続き都道府県及び生産者団体の協力の下、需要に見合った生産のための情報提供を行い、生産者を主体とする需要に応じた生産への取組を一層推進 ○ 生産者団体の協力を得つつ、鶏卵生産指針作成の基となる生産動向調査を推進 ○ 引き続き競争力強化のための取組を実施 ○ 引き続き各種制度資金の融通による担い手等への経営支援を継続

項 目	20年度の取組内容	20年度に明らかとなった課題	今後の対応方向
2. 国際化に対応し得る生産・流通体制の構築 ○ 改良の推進、飼養・衛生管理の徹底	【鶏改良の取組の推進】 ○ 海外における疾病発生に備え、ひなの安定確保に向けた国産種鶏の確保、利用拡大対策の取り組み ○ 具体的な協議を行う鶏改良推進中央協議会の開催 ○ 改良の効率化を図るための手法等の確立・利用を推進するため、技術的検討会の開催（10月） ○ 地鶏肉等の肉質分析手法を用いた評価 【飼養・衛生管理の徹底】 ○ 日本養鶏協会が衛生害虫の発生状況等に係るアンケート調査を実施	○ 海外における疾病発生に備え、国内種鶏の確保に取り組むことが必要 ○ 国産鶏の利用拡大に取り組むことが必要 ○ 関係者が連携のうえ、効果的に取組を推進していくことが必要 ○ 生産性低下の要因となる衛生害虫、慢性疾病の効率的な防除方法等の検討が必要	○ 国、独立行政法人、地方公共団体等の関係者が適切な役割分担の下に一体となった計画的な取組を引き続き実施 ○ 衛生害虫、慢性疾病の効率的な防除方法等の検討
○ アニマルウェルフェアへの対応	○ アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏の飼養管理指針を3月にとりまとめ ○ ブロイラーに係る飼養管理指針を検討するための検討会の開催（7月、2月）	○ 国際動向を踏まえつつ、我が国独自の対応方向を検討するとともに、普及・啓発が必要	○ アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針（ブロイラー）の検討、採卵鶏に係る飼養管理指針の普及・啓発
○ 生産段階における経営体質の強化	【労働費、衛生費の低減】 ○ 動物用医薬品の承認審査資料について、国際的統一ガイドラインを設け、迅速かつ合理的な価格での供給を図ることを目的とした「動物用医薬品の承認審査資料のハーモナイゼーションに関する国際協力会議」（VICH）の第20回運営委員会を開催（延べ12カ国が参加） ○ これまで31のガイドラインを作成 ○ 通知、ホームページ等で周知	○ 既存のガイドラインの科学的進歩にあわせた見直しが必要	○ 新規のガイドラインの作成、既存のガイドラインの見直しを行う ○ 動物用医薬品の効率的な開発及び迅速な審査が行えるよう、より一層の事業推進に努める

項 目	20年度の取組内容	20年度に明らかとなった課題	今後の対応方向
	【畜舎建築基準の緩和措置の活用】 ○ 通知、解説、パンフレット及びHP等を活用した畜舎建築等に係る基準緩和の理解促進及び畜舎等の建築コスト低減を推進 ○ 畜舎建築設計に係る検討会等の開催(5回) 【配合飼料価格高騰への対応】 ○ 配合飼料価格制度における通常補てん基金の市中銀行からの長期借入に対する利子助成 ○ 異常補てんの発動基準の特例的引下げ(20年度7～9月期、10～12月期) ○ 通常補てん基金の財源不足分に対する無利子貸付 ○ 中央・地方の協議会において、生産者、加工・流通業者、消費者との意見交換会を実施。消費者向けのパンフレットを作成・配布 ○ 飼料用米の利活用に関するモデル実証の実施(49カ所)	○ 改正建築基準法の施行(19年6月)に伴う畜舎等の設計・建築に係る負担が増加 ○ 配合飼料価格安定制度の安定的な運用確保 ○ 配合飼料価格の高騰に対応し、更なる生産性向上の取組や新たな飼料資源の確保が必要。また、それを消費者により深く理解してもらうための強力な取組が必要 ○ 畜産物の実証・PRを一層推進することが必要	○ 畜舎等の設計・建築に係る負担の増加を緩和(図書省略の大臣認定制度の活用) ○ 通常補てん基金の市中銀行からの長期借入に対する利子助成 ○ 異常補てん基金の積増し ○ 生産コストの更なる低減を図るため、飼養管理技術の改善等による鶏の生産性の向上を推進 ○ エコフィード、飼料米など未利用低利用資源の活用 ○ 飼料用米の利活用に関する全国的なモデル実証を推進するとともに、得られた成果について全国的な情報を発信
○ 流通・加工・販売コストの低減・合理化	○ 処理能力の向上等に係る食鳥処理施設の整備を2箇所、GPセンターの整備を1箇所で実施	○ 食鳥・鶏卵の処理の合理化に向けた取組を更に進めるとともに、衛生面での改善も引き続き進めていくことが必要	○ 処理能力及び衛生管理向上に向けた食鳥処理施設、GPセンターの整備等を更に推進

項 目	20年度の取組内容	20年度に明らかとなった課題	今後の対応方向
○ 消費者ニーズに対応した生産・供給	【地鶏肉等の生産の推進】 ○ 在来鶏等特長ある鶏の改良と、これらを活用した地鶏肉等の生産の取組を推進 【鶏卵、鶏肉の低需要部位の消費促進】 ○ 日本養鶏協会等が、鶏卵とコレステロールの正しい理解増進のためのフォーラムを全国5ヶ所で開催 ○ 部分肉加工等に係る食鳥処理施設の整備を2箇所を実施 ○ 低需要部位の利用促進のための新規用途の研究・開発を検討	○ ニーズに対応した鶏の改良および生産、需要の拡大に向けた取組を進める必要 ○ 鶏卵の消費減退を招かないために引き続き鶏卵とコレステロールとの関係について消費者に正しく理解してもらう必要 ○ 引き続き外食・中食、加工用への利用拡大等の取組が重要 ○ 低需要部位の機能性成分を踏まえた新規用途の研究開発が重要	○ 地鶏肉等の生産の取組を更に推進 ○ 引き続き鶏卵とコレステロールの正しい理解増進に努める ○ 部分肉加工等に係る食鳥処理施設の整備を更に推進 ○ 引き続き低需要部位の研究開発に向けた取組を推進
○ 養鶏経営における担い手の育成等	【担い手の育成・確保】 ○ 都道府県が策定した認定農業者数の増加に係る地域計画等のアクションプランについて、取組状況を把握(認定農業者に関する実態調査) 【対象者や地域を重点化した経営支援指導による経営体質強化】 ○ 各県のアクションプランに基づく担い手の増加に向けた取組の推進(専門家支援チームによる支援・指導、人材育成のための研修会の開催等)	○ 全国における認定率は向上しており、引き続き都道府県における認定率向上に向けた取組を推進	○ 引き続き認定率向上に向けた取組を推進 ○ 地域の畜産経営支援者のスキルアップ、適正な資金計画や経営改善計画の策定等を通じて、畜産経営の体質強化を促進
3. 安全・信頼の確保 ○ 消費者の視点に立った的確な情報提供、食育の推進	【表示適正化の取組】 ○ 公正取引委員会が、鶏卵の公正競争規約を官報に告示(3/27)	○ 鶏卵の公正取引協議会の設立と、公正競争規約の適正な運用を図るための取組が必要	○ 鶏卵の公正取引協議会の設立に向けた取組を進めるとともに、公正競争規約の適正な運用を図るため、生産者や流通業者、消費者に対し、規約の普及・啓発を推進

項 目	20年度の取組内容	20年度に明らかとなった課題	今後の対応方向
	○ 日本食鳥協会が規格取引の実態調査及び現行規格の問題点について検討会を開催(4回) ○ 日本食鳥協会が適正表示に向けた研修会用テキスト改訂のための検討会を開催(6回) 【消費者への情報提供】 ○ 日本食肉消費総合センターが、国産食肉(鶏肉含む)についての正しい知識の普及啓発を図るための食肉と健康を考えるシンポジウムを全国12ヶ所で開催 ○ 日本卵業協会が、農業祭等への参加を通じて鶏卵についての正しい知識を普及啓発(全国10か所) 【インターネットを使った畜産情報の提供・相互交流】 ○ LIN推進協議会の開催 ○ LIN全体のアクセス数は3,200万件/年(前年度並) 消費者向けサイトの改善、生産者情報の充実、消費者モニターの確保、情報交流等を通じて生産者と消費者のパートナーシップの向上を推進	○ 消費者ニーズに合わせた規格の改訂が必要 ○ 食品の偽装表示が相次いでおり、消費者の信頼確保に向けた取組が必要 ○ 国産鶏肉、鶏卵の安全・信頼の確保について、消費者等の理解を深めていくためには、平常時からの継続的な情報提供等が効果的 ○ インターネットを通じた消費者への畜産関係情報の充実	○ 食鶏取引規格・食鶏小売規格の改定に向けた検討を推進 ○ 生産・流通関係者における適正表示、法令遵守の徹底 ○ 引き続き消費者への的確な情報提供等の取組を実施 ○ 引き続き、インターネットを通じた消費者への畜産関係情報を充実
4. 高病原性鳥インフルエンザ発生の経験を生かして ○ 消費者、生産者等関係事業者間の顔の見える関係づくり	○ 日本食鳥協会が、国産鶏肉についての正しい知識の普及啓発を図るためのシンポジウムを全国5ヶ所で開催 ○ 日本卵業協会が、鶏卵の安全性等に関する理解醸成を図るための消費者との交流会を全国2ヶ所で開催	○ 国産鶏肉、鶏卵、生産現場の実態等について消費者や流通関係者等の理解を深めていくためには、継続的な取組が必要	○ 引き続き顔の見える関係づくりの取組を継続

項 目	20年度の取組内容	20年度に明らかとなった課題	今後の対応方向
○ 発生の予防及びまん延防止の取組と発生農場の経営再建支援	○ 高病原性鳥インフルエンザの特定指針等に基づき発生予防対策等を徹底するとともに、ハクチョウでの発生を踏まえ、モニタリングの対象の拡大等による監視体制の強化など指針等を変更。また、家畜伝染病予防法施行令を改正し、対象家畜にきじ、だちょう、ほろほろ鳥を追加。 ○ 農政局、都道府県、関係団体に対し、発生予防のための関連対策事業の周知を行った。また、生産者に、本病に関する正確な情報の提供及び対策の周知のため、パンフレット等を配布。 ○ 外国における鳥インフルエンザの発生情報を入手次第、速やかに発生国からの家きん、家きん肉等の輸入停止 ○ 平成21年2,3月の愛知県におけるうずらの高病原性鳥インフルエンザの発生に対し、愛知県が実施した殺処分、移動制限等の防疫措置を関係機関等と連携して支援。また、食の安全・安心交付金により経営維持再開の追加支援を行った。 ○ 家畜防疫互助基金への加入促進を行うとともに、次期事業(H21～H23)より対象家畜にうずらを追加するとともに、鶏については、平成21年度より雇用の維持に配慮した企業型・互助金を新設した。 ○ 発生農家等への運転資金の融通のため、家畜疾病経営維持基金を措置	○ 愛知県における本病の発生を踏まえ、発生農場等への経営維持・再開、防疫措置等の支援 ○ 愛知県における本病の発生を踏まえ、家畜防疫互助基金の対象家畜の追加(うずら):対応済 ○ 鶏については、家畜防疫互助基金における企業経営の進展に対応した経営支援の取組み:対応済 ○ 感染経路等の調査 ○ 家畜防疫互助基金への更なる加入促進	○ 引き続き、本病に対する適切なモニタリングを実施する等、防疫指針等に基づく発生予防及びまん延防止対策等の徹底を推進 ○ 引き続き、関連対策事業の周知や、高病原性鳥インフルエンザに関する正確な情報提供及び本病対策の周知を推進 ○ 引き続き、高病原性鳥インフルエンザの発生国からの家きん、家きん肉等の輸入停止 ○ 引き続き、本病発生時には、発生県の防疫措置を関係機関等と連携し支援。発生農場等の経営維持、再開、防疫措置等の支援措置を実施 ○ 家畜防疫互助基金において、新たに対象家畜となったうずらや鶏における企業型経営支援互助金に係るパンフレットを作成・周知し、加入促進を実施 ○ 疫学調査チームによる感染経路等の調査 ○ 引き続き家畜疾病経営維持資金を措置

項 目	20年度の取組内容	20年度に明らかとなった課題	今後の対応方向
	○ 発生時における食鳥の集出荷・処理の円滑化を図るため、地域における関係事業者間の演習を実施	○ 発生に備えた地域における関係事業者間の演習が重要	○ 発生を想定した対応について更に検討
5. 疾病の発生予防と衛生管理水準の向上	○ 飼養衛生管理基準の遵守の徹底 ○ 鶏のHACCP認証基準の策定・普及	○ 飼養衛生管理基準に関する勧告、命令等に係るガイドラインを発出。なお、家きんについては、家畜保健衛生所の立入調査により、95%の農場で適切な飼養衛生管理を確認されたが、今後、さらなる指導の強化が必要。 ○ HACCP認証の体制作り、認証基準の早急な公表、普及のための農場指導員の育成及び関係者への周知が必要	○ 引き続き、ガイドラインに基づく都道府県の指導体制の整備等を促進し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底。 ○ HACCP認証の体制作り、認証基準の早急な公表、研修会等による人材育成、関係者への周知等を推進
6. 自然循環機能の維持増進 ○ 排せつ物の適正な管理と利用の促進	【家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進】 ○ 家畜排せつ物利活用施設の計画的な整備を実施 【耕畜連携によるたい肥利用の推進】 ○ 新たな「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」に即した都道府県計画の見直しを推進(20年度事前協議着手県:17県、うち8県協議了) ○ たい肥の利用促進を図るために必要な施設整備や家畜排せつ物の高度利用等の促進を図るためのモデル地区の整備への支援の他、シンポジウム等によりその普及を推進 【環境規範の導入】 ○ 各種支援策への要件化	○ ニーズに沿ったたい肥等の生産、利用の促進を図る必要 ○ 引き続き、新たな基本方針に即した都道府県計画の見直しを推進する必要 ○ 地域や農業者等の主導によるたい肥利活用の推進が必要であるほか、高度利用の促進が課題 ○ 生産現場における農業環境規範のさらなる普及・実践の推進が必要	○ 家畜排せつ物の利活用の推進に必要な施設整備等を推進 ○ 引き続き、新たな基本方針に即した都道府県計画の見直しを推進 ○ 引き続きたい肥の利用促進を図るために必要な施設整備や家畜排せつ物の高度利用等の促進を図るためのモデル地区の整備への支援の他、シンポジウム等によりその普及を推進 ○ 引き続き生産現場における農業環境規範の普及・実践を推進

項 目	20年度の取組内容	20年度に明らかとなった課題	今後の対応方向
○ 未利用資源の飼料としての活用促進	【消費者に対する理解醸成】 ○ 推進会議の開催(16回、689名) ○ シンポジウム等の開催(16ヶ所、1,636名) ○ 広域的なエコフィードの利用に関する取組の支援(2協議会:7地域) ○ 食品残さ飼料化施設の新設に対する支援 ・地域利用施設支援:5地域 ・広域利用施設支援:1地域 ○ 地域におけるエコフィード利用検討会等の開催(延べ73回) ○ 地域における未活用資源の利用実証試験等(41地域) ○ エコフィード製造事業者の紹介((社)中央畜産会HP)http://ecofeed.lin.go.jp/ 【技術の普及・定着の推進】 ○ 専門技術研修会の開催(18地域) ○ 関係者名簿の紹介((社)配合飼料供給安定機構HP) http://mf-kikou.lin.go.jp/topics/topics.htm ○ 中央畜産技術研修会の開催(7/7～10:51名) ○ エコフィードの専門家をHP等により紹介 ○ 近赤外線分光光度計を用いた簡易栄養分析の手法を確立し、普及を開始 ○ 改正食品リサイクル法の基本方針において、食品残さの飼料化を最優先することを明確化(平成 19年12月施行) ○ 新たな制度の説明会等を開催(25ヶ所、1,536名)	○ 消費者等に対するPRが必要(認証制度の推進) ○ 生産者及び流通業者に対する理解醸成が必要 ○ 大規模な食品産業の飼料化の取組推進が必要 ○ 中小規模な食品産業の飼料化の取組推進が必要 ○ 飼料原料及びエコフィードの品質保持に課題 ○ 県・団体・関係者が連携した取組が必要 ○ 食品残渣の排出(食品産業)と利用者(畜産農家、配合飼料メーカー)等とのマッチングが必要 ○ 再生利用について、飼料化への誘導が必要 ○ 食品残さの飼料化やエコフィードを用いた飼養に関する技術の普及・定着が十分でない ○ 専門技術者等の確保・育成による技術の底上げが必要 ○ 食品関連業者に対し、さらに飼料化についての理解醸成を行う必要	○ 推進会議、セミナー等の開催による普及啓発、理解醸成の推進 ○ エコフィード認証制度の推進 ○ エコフィード利用畜産物認証の検討 ○ エコフィードの配合飼料としての利用拡大、畜産農家と飼料化業者との連携強化を推進。 ○ 排出者と利用者のマッチングの推進 ○ 「安全性確保のためのガイドライン」等、関係法令の周知徹底 ○ コーディネーターの設置や、人材の育成の推進 ○ 原料や利用畜種に即した飼料化手法や、簡易分析手法及び配合マニュアル等の作成 ○ 地域未活用資源の活用実証試験の実施 ○ 優良事例の収集及び紹介による取組の推進 ○ 研究機関等の技術者等との連携を強化するとともに、オルガナイザーの育成・確保のための研修等を実施 ○ 分光光度計を用いたエコフィードの簡易分析器機の開発及び配合設計用マニュアルの作成 ○ 改正食品リサイクル法を活用したリサイクルループの実践等の優良事例の調査・公開